

## 令和7年度第2回狹山市都市計画審議会（会議録）

- ◎開催日時 令和7年12月22日（月） 13時15分から14時45分まで
- ◎開催場所 狹山市役所 6階 602会議室
- ◎出席委員 大澤委員、大岡委員、角田委員、木村委員、實委員、増田委員、  
田中委員、船川委員、衣川委員、豊泉委員、土方委員、大島委員、  
佐伯委員、朝長委員
- ◎欠席委員 1名
- ◎傍聴者 0名
- ◎公開・非公開の別 公開
- ◎議題 ○諮問案件  
議題1 狹山都市計画生産緑地地区の変更について  
○報告案件  
議題2 狹山市立地適正化計画の策定について  
議題3 狹山都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の  
位置について
- ◎議事録  
議題1 「狭山都市計画生産緑地地区の変更」について、事務局から説明をした。

### 【質疑なし】

- 答申 次の案件について、会長から市長に答申をした。  
・「狭山都市計画生産緑地地区の変更」について

- 議題2 「狭山市立地適正化計画の策定」について事務局から説明した。

### 【質疑応答】

- 委員 立地適正化計画の策定に関連し、各種事業への取り組みも必要になると思うが、国や県からの補助や交付金関係の目途は立っているのか。
- 事務局 立地適正化計画は国の方針に沿った計画であり、本計画に沿ったまちづくりを行うことで、国からの支援の嵩上げやこれまで使えなかつた補助事業を適用して事業を進めていくことが可能になる。
- 委員 令和8年2月から4月の周知期間について、どのような方法で周知するのか。
- 事務局 市のホームページや広報誌への掲載を中心に考えている。また、窓口では

- 不動産業者等へ再度周知していこうと考えている。
- 委 員 周知の対象者としてはどのような方を想定しているのか。
- 事 務 局 策定直前の周知で重要な事項は立地適正化計画に伴う届出制度であり、この届出自体は通常、個人ではなく事業者等が行うことが想定される。また、本制度は不動産の重要事項説明に含まれるため、不動産の売買の際には事業者から個人に伝わるものである。
- 委 員 今後予定しているパブリックコメントについて、具体的な形式を教えていただきたい。
- 事 務 局 12月23日から1月23日の期間でホームページに素案の公開のほか、各公民館や図書館にある冊子の現物をご覧いただく形になる。また、1月13日から16日までの期間で市内8地区の地区センターでオープンハウス型の説明会も予定しており、来場された方に内容説明やご意見を伺う予定である。オープンハウス型の説明会についての詳細はホームページと12月の広報で周知をしている。
- 委 員 不動産業者に限定した説明会等の予定はあるのか。
- 事 務 局 現時点では予定はない。ホームページや広報以外に公開型GISでの周知も予定している。
- 委 員 周知だけでなく認知してもらうための配慮もお願いしたい。
- 委 員 立地適正化計画素案の35ページ内、道路橋梁のほかに上下水道の記載があつた方が下部のグラフと比較して見やすくなると感じた。
- 委 員 評価指標と目標値の指標の内容は、近隣市と同様の目標値になっているのか。
- 事 務 局 各市町村の特色を踏まえて作成しているため、全て同一ではないが類似市町村では同様の指標を示している。
- 委 員 自主防災組織の増加を目標に掲げているが、増加させるために市はどのような行動がとれると考えるか。
- 事 務 局 関係課と連携を図りながら、市民一人ひとりが居住地等のリスクについて理解を深めることを支援することで目標の達成に繋がると考えている。
- 委 員 評価指標において、路線バスの1日の利用者数の基準値を2023年にした理由は。
- 事 務 局 狹山市の地域公共交通計画の中で、交通事業者や交通関係の専門家との協議を経て2023年の基準値を目標にすることが決定しており、この計画と立地適正化計画はコンパクトプラスネットワークの実現に向けて、密接に結びつくものであるため、基準値を合わせている。
- 委 員 そのような検討の結果であれば、文言が入っていた方が理解しやすいと感

じた。

- 委 員 自家用車に依存しないまちづくりが重要であると説明があったが、路線バスの利用率が増加した場合でも、同様に自家用車の利用率が増加すると目標が実現するとは言い切れないと考えられるが、どのように考えているか。
- 事 務 局 立地適正化計画の現状評価の中で、狭山市は生活利便性の高い市街地が形成されていると認識しており、それを支える公共交通を維持していくことを中心とした目標値を設定している。
- 委 員 立地適正化計画でできる土地利用誘導は強制力を有しない届出制度である中で、居住誘導区域の人口密度の維持が立地適正化計画のみで可能と考えているのか。または、その他都市計画による規制等が必要であると考えているのか。
- 事 務 局 立地適正化計画に記載している誘導施策は抽象的な表現が多くなっているが、次年度以降も継続して関係課と協議をおこなっていく。協議の過程で新たに施策等を明示できるようになった際には改訂する可能性もあるが、現時点ではお示しした目標値を基準に進めていく。
- 委 員 目標値の実現のために、立地適正化計画のほかに他計画との連携を図っていただきたい。

【質疑終了】

- 議 題 3 「狭山都市計画区域における一般廃棄物処理施設の敷地の位置」について事務局から説明した。

【質疑なし】

<審議会終了>